

山梨県管理河川管理施設における自家用電気工作物保安管理業務委託に係る一般競争入札公告

山梨県管理河川管理施設における自家用電気工作物保安管理業務委託に係る一般競争入札を次の通り実施しますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和5年2月24日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名称

山梨県管理河川管理施設における自家用電気工作物保安管理業務委託

(2) 業務内容等

入札説明書、自家用電気工作物の保安管理業務委託に関する委託契約書及び自家用電気工作物の保安管理業務契約仕様書による

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

県管理河川管理施設 5箇所

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(4) 山梨県内に本店又は主たる事業所（県が委託する法律行為に対して単独で処理できる事務所）を有し、次の入札参加資格を全て満たす者であること。

① 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿において登録業種（役務）の「自家用電気工作物点検・保守」（旧告示登録業種（役務）「建物、電気・機械設備点検・保守」）に登録されており、「需要設備（高圧受変電設備及び低圧受電設備等）、非常用予備発電装置及び発電所の点検・保守」の業務を実施できる者であること。

② この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平

成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

③ 緊急時に適切な対応を行う体制を具備していることを証明した者であること。

- (5) 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条の2第2号の規定に該当し、県が電気事業法施行規則第52条第2項の規定による承認を受けるに足りる委託契約の相手方としての要件を具備する者であること。
- (6) 平成29年4月1日以降に、自家用電気工作物の保安管理業務について、国又は地方公共団体と、1契約当たり5事業場以上、または同一期間に5事業場以上を対象とした、履行期間が1年間以上の契約を2回以上締結し、これらすべての履行が完了している者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

山梨県県土整備部治水課 管理担当 電話055-223-1700

- (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和5年3月2日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)3の(1)の場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に3の(1)の場所に電話連絡すること。

- (3) 入札説明会

本件調達では入札説明会を実施しない。

- (4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和5年3月6日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。また、3月6日(月)に限っては午前9時から正午まで)に3の(1)の場所に持参又は郵送すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

実施日 令和5年3月15日(水) 午前10時30分

場所 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁本館7階県土整備部総務課会議室

- (6) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落

札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、本入札における落札の効果は、令和5年4月1日に令和5年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

(9) その他入札に関する事項は入札心得を確認すること。

8 その他

(1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、規則第108条に規定する入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 最低制限価格の有無

無

(5) 長期継続契約

この契約は「山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合、当該契約を変更し、又は解除することがある。

(6) その他

落札者が契約締結までの間に「2 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。